府令

○内閣府令第八号

探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）第四条第三項の規定に基づき、探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第十九号）の一部を次のように改正する。

別記様式第四号を次のように改める。

別記様式第4号（第4条関係）

探偵業届出証明書

第　　号

下記の探偵業については、　　年　　月　　日付けで探偵業の業務の適正化に関する法律第4条第1項（第2項）の規定により届出書を提出したことを証明する。

法第4条第1項の届出書を提出した年月日（当該届出書の提出に係る探偵業届出証明書の番号）　　年　　月　　日（第　　号）

商号、名称又は氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

営業所の名称

営業所の所在地

営業所の種別

広告又は宣伝をする場合に使用する名称

年　　月　　日

公安委員会　㊞

備考　1　「営業所の所在地」欄には、当該営業所が入居する建物の名称及び当該営業所の建物内の位置についても記載すること。
2　不要の文字は、横線で消すこと。
3　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

附　則

この府令は、平成二十四年六月一日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第二号

○財務省令第二号

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第二十条第一項の規定に基づき、及び同法を実施するため、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十四年三月二十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

財務大臣　安住　淳

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令の一部を改正する命令

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令（平成二十年内閣府令第四号・財務省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令

本則中「法律」の下に「（次条において「法」という。）」を加え、「百分の百」を「百分の十」に改め、本則を第一条とし、同条に見出しとして「（法第二十条第一項に規定する割合）」を付し、同条の次に次の二条を加える。

（支援支出金の支出の対象）

第二条　法第二十条第一項の規定に基づき預金保険機構が犯罪被害者等の支援の充実のために支出することとされている金銭（以下「支援支出金」という。）は、犯罪被害者等の子どもに対する無利息で行う学資としての資金の貸付け及び犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する助成（以下「支援業務」という。）に充てるため、次に掲げる要件を備える者（当該助成のみを行う場合にあっては、第一号から第四号までに掲げる要件を備える者。以下「支援支出金管理団体」という。）を通じて、支出するものとする。

一　犯罪被害者等の支援に係る知識及び経験を有すること。

二　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。

三　政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。

四　支援支出金の管理及び運用に関して、十分な能力を有すると認められること。

五　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）その他の法令の規定に基づき、犯罪被害者等の子どもに対する学資としての資金の貸付けを行うことができること。

（支援支出金管理団体との協定の締結）

第三条　前条の場合において、預金保険機構は、支援支出金管理団体と次に掲げる事項を含む協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

一　支援支出金管理団体は、支援業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理すること。